

令和4年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月5日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和4年12月5日

（9日間）

至 令和4年12月13日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 承認第 5号

日程第 7 議案第58号

日程第 8 議案第59号

日程第 9 議案第60号

日程第10 議案第61号

日程第11 議案第62号

日程第12 議案第63号

日程第13 議案第64号

日程第14 議案第65号

日程第15 議案第66号

日程第16 議案第67号

日程第17 議案第68号

日程第18 議案第69号

日程第19 議案第70号

日程第20 議案第71号

日程第21 議案第72号

日程第 2 2 議案第 7 3 号

日程第 2 3 議案第 7 4 号

日程第 2 4 議案第 7 5 号

日程第 2 5 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 小 出 敏 裕 君	2 番 竹 野 入 恒 夫 君
3 番 百 瀬 昇 一 君	5 番 小 林 幸 司 君
6 番 福 澤 倫 治 君	7 番 春 日 仁 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 三 澤 一 男 君
1 0 番 上 條 倫 司 君	1 1 番 大 池 俊 子 君
1 2 番 新 居 禎 三 君	1 3 番 百 瀬 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 篠町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 古畑佐登志 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 宮澤寛徳 君	教 育 次 長 小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君	

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

- 議長（百瀬 章君） おはようございます。これより、令和4年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、本定例会においても、マスクの着用、定期的な換気など、感染防止対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

- 議長（百瀬 章君） それでは、全員が出席で、定足数に足りておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、竹野入恒夫議員、3番、百瀬昇一議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（百瀬 章君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月28日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12

月13日までの9日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(百瀬 章君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 特産の長芋の収穫も進み、村内のそば店では新そばでにぎわう季節となりました。

本日、令和4年第4回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

いまだ終息に至らない新型コロナウイルス感染症であります。長野県では11月14日、医療非常事態宣言を発出し、第8波の感染拡大に入ったとの認識を示しております。また、22日には「新型コロナ第8波克服県民共同宣言」を発出し、関係機関や企業団体などに改めて感染予防対策の協力を要請しております。

今後、インフルエンザとの同時流行や、医療機関の逼迫などが懸念されますが、感染予防対策を講じながら、地域の経済を回すことも重要な課題であります。

国政では、内閣の支持率が低迷する中、10月3日から臨時国会が開催されております。

2日には、総合経済対策の裏づけとなる第2次補正予算が成立し、10日の会期末に向けては、旧統一教会関連の被害者救済法案などの審議が予定されております。

当村の9月の定例会以降の主な村政の動向について申し上げます。

現在、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けております生活者や事業者の支援を目的に、1人1万円の地域活性化商品券(第2弾 やまがたわくわくチケット)を先月下旬から配布しております。

この商品券は12月10日から来年2月28日まで申請をいただいた取扱店で利用

できる商品券でありますので、期間内に有効に活用をしていただきたいと思います。

また、水道料の基本料金については、生活支援を目的に、8月から1月まで減免を行っております。

今年の9月・10月の台風シーズンは、例年の豪雨災害による水害の発生を危惧しておりましたが、大きな災害もなく比較的平穏な年でありました。

また、この3年、コロナ禍で落ち込んでおりました唐沢そば集落やスカイランドきよみずの利用客についても、この夏以降は、幸い少しずつにぎわいが戻ってきているようであります。

なお、工事の発注状況・備品の購入状況につきましては、お手元に配付させていただきました工事の発注状況・備品の購入状況で報告とさせていただきます。

本定例会に上程いたします案件は、専決処分の承認1件、議会議決が要件となります第6次山形村総合計画基本構想及び前期基本計画（案）、条例の制定・一部改正、補正予算などの計19件であります。

それぞれ御審議を賜りますようお願いを申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（百瀬 章君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、お手元に配付のとおりですので、御覧ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（百瀬 章君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、4請願第5号『『介護保険制度の改善を求める』請願書』及び4陳情第1号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」の2件であります。

ここで、4請願第5号の紹介議員からの内容説明を求めます。

福澤倫治議員、説明願います。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 「介護保険制度の改善を求める」請願の趣旨説明をいたします。

介護保険制度は、1996年（平成8年）度より市町村に基準が示され、2000年（平成12年）より介護保険がスタートし、早施行22年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりしております。

また、介護事業所では深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした実態を一層加速させています。

政府では、2023年、通常国会に向けて介護保険の見直しの検討が進められております。利用料の2割、3割負担の対象者の拡大、要介護1・2のサービスの削減、ケアプラン作成への自己負担の導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など負担増と給付の削減の提案が目白押ししております。

先般の新聞報道によりますと、利用団体調査によると、在宅介護を受けている人や、その家族からの回答により自己負担が2割になったら利用をどうするか尋ねると「減らす」や「休止する」が34.4%とのことでした。

また、介護サービスの利用を控えた場合の影響を尋ねた結果、「身体を動かす機会が減り体調が悪くなる」と回答した人が49.1%と最も多かったという記事が掲載されておりました。山形村の住民の生命に関わる問題であると考えます。

このような状況を考えていただき、山形村議会としてご審議をいただき、何とぞ国に対して介護保険制度の改善を求める意見書を提出いただきたいと思います。

詳細については請願書を御覧いただきたいと思います。

以上、請願書の趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 本日提案されました請願・陳情は、会議規則第92条及び第95条の規程により、お手元に配付の「請願・陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し審査願うことにいたします。

◎承認第5号

○議長（百瀬 章君） 日程第6、承認第5号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 承認第5号「令和4年度山形村一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて」の説明を申し上げます。

令和4年度の一般会計補正予算(第6号)については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年11月14日に専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

この一般会計補正予算第6号であります。県が実施する生活困窮世帯緊急支援事業に係る予算となっております。国が実施する、住民税非課税世帯等への1世帯5万円の給付金の対象とならない、住民税所得割が非課税の方で構成される世帯へ3万円を給付する事業として、2,040万7,000円を計上しております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、承認第5号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第5号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

(午前 9時14分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時18分)

○議長（百瀬 章君） それでは、承認第5号について、質疑、討論、採決を行います。
初めに、質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第58号

○議長（百瀬 章君） 日程第7、議案第58号「第6次山形村総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第58号「第6次山形村総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」の提案説明を申し上げます。

第6次山形村総合計画の策定に当たりましては、村内外の有識者で構成されました山形村総合計画審議会において審議をしていただき、過日答申をいただきました。

この計画は、令和5年度からの10年間の基本構想及び前期5年の基本計画を定めるものでございます。

山形村議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いしようとするものであります。

ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第58号については、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は、12月7日に開催予定の議会全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

◎議案第59号

○議長(百瀬 章君) 日程第8、議案第59号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第59号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

公職選挙法の一部が改正され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る費用の限度額の引上げが行われました。

山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、公職選挙法の施行令の単価を準用していることから、これに合わせ必要な改正を行うものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○議会事務局長(上條憲治君) ありません。

○議長(百瀬 章君) それでは、議案第59号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第60号～議案第62号

○議長（百瀬 章君） 日程第9、議案第60号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第11、議案第62号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第60号から議案第62号は関連がありますので、まとめて提案説明を申し上げます。

まず、議案第60号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

令和4年人事院勧告に基づき、地方公務員法第14条第1項の規定による情勢適応の原則に沿って、期末手当率を0.05か月引き上げる改正でございます。

改正の内容が、令和4年度においては、12月支給分を0.05か月引き上げ、令和5年度以降は、6月と12月にそれぞれ0.025か月に振り分けて引き上げる内容でございます。

次に、議案第61号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第60号と同じく、情勢適応の原則に沿って、期末手当率を0.05か月引き上げる改正でございます。

改正の内容ですが、令和4年度においては、12月支給分を0.05か月引き上げ、令和5年度以降は、6月と12月にそれぞれ0.025か月に振り分けて引き上げる内容でございます。

次に、議案第62号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第60号と同じく、情勢適応の原則に沿って改正するものでございます。

改正の内容ですが、給料月額につきましては、官民格差を踏まえ、初任給で4,000円引き上げ、30歳代までの職員が在職する号俸について改正します。

勤勉手当についても民間との均衡を図り、令和4年度においては、12月支給分を0.1か月引き上げ、令和5年度以降は、6月と12月にそれぞれ0.05か月に振り分けで引き上げる内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第60号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） それでは、60号から62号まで、まとめてということをお願いしたいと思います。

こちらの内容につきましては、人事院勧告に基づいた改定ということでございます。3年ぶりにプラスの勧告が出たということで、議会議員分、常勤の特別職分、一般職分ということで、それぞれ先ほどの、村長申し上げたとおりの改定率ということをお願いしたいと思います。

議会議員と特別職につきましては、0.05か月期末手当を引き上げる内容ということで、一般職につきましては、30代までの職員が在職する号俸について改正というところで、ここは給料月額というところであります。

給料表でいきますと、1級から3級の部分まで改定が行われるということで、その3つ合わせた平均の改定率でありますけれども、0.3%のプラスという内容になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第60号から議案第62号までについて一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質問はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第63号～議案第64号

○議長（百瀬 章君） 日程第12、議案第63号「山形村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第13、議案第64号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第63号と議案第64号は関連がありますので、まとめて提案説明を申し上げます。

まず、議案第63号「山形村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずる改正をするものでございます。

次に、議案第64号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第63号と同じく、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げ等の導入措置を講ずるに關係する条例全7本について必要な字句の整理など所要の整備をするための改正をするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 議案第63号、64号をまとめてということで、よろしくお願いしたいと思います。

この2つにつきましては、定年引上げ制度の關係の改正という内容でございます。

令和5年から令和13年にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで、段階的に引き上げるというもので、そして役職定年制の導入ということで、管理職の職員について60歳に達した日以後、最初の4月1日に管理職以外の職に降任等させる役職定年制の導入というところ。そして3つ目につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入といった内容でございます。

こちらの定年引上げ制度につきましては、順番が前後して大変申しわけないので

けれども、この後の全員協議会にて詳しく説明を差し上げるという予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（百瀬 章君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第63号及び議案第64号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 63号のほうなのですが、先ほど、後でまた説明していただけるということなのですが、管理職と役職定年の言い回しって、その違いがよく分からないのですけれども、お願いします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 役職定年につきましては、今現在、60歳が定年という形になっておりますが、そのタイミングで課長職に就いている者については、61歳以降については課長職にとどまるのではなくて、例えば係長とかそういうところに立場を移した中で勤務を続けていくというイメージであります。

○議長（百瀬 章君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第65号～議案第66号

○議長（百瀬 章君） 日程第14、議案第65号「山形村個人情報保護法施行条例について」及び日程第15、議案第66号「山形村公文書公開・個人情報保護審査会条例について」を一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第65号と議案第66号は関連がございますので、まとめて提案説明を申し上げます。

まず、議案第65号「山形村個人情報保護法施行条例について」の提案説明を申し上

げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく政令などに定めるもののほか、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。既存の山形村個人情報保護条例は廃止をいたします。

次に、議案第66号「山形村公文書公開・個人情報保護審査会条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第65号と同じく、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、山形村公文書公開・個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第65号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） こちらも65号、66号まとめてということをお願いしたいと思います。

先ほどの提案説明にもございましたとおり、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例の制定という内容になります。

これまでも、山形村個人情報保護条例というものがあつたのですけれども、今回の上位法の一部改正に伴って山形村個人情報保護法施行条例というものを新設するという内容でございます。

これまで個人情報保護条例というものは、各市町村でどちらかというともちまちまという形であつたものを、今回の一部改正に伴って、統一した内容にしていくという内容が、この施行条例であります。

66号の審査会条例の関係につきましては、公文書の公開条例、今現在山形村にもございます。その中の第13条に公文書公開審査会という条文があるのですけれども、こちらの条例からこの13条のものを抜き出して、個人情報保護審査会と合わせた中での条例にしていくというのが、今回の内容ということであります。よろしく願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明が終わりました。

それでは、議案第65号及び議案第66号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第67号

○議長（百瀬 章君） 日程第16、議案第67号「山形村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第67号「山形村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき条例制定をしたものでございますが、当該減収補填措置の期限が、政令の改正により令和5年3月31日となったことに伴い改正するものでございます。

審議をお願いを申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○税務課長（簗町通憲君） ありません。

○議長（百瀬 章君） それでは、議案第67号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第68号

○議長（百瀬 章君） 日程第17、議案第68号「監査委員条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第68号「監査委員条例の全部を改正する条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

現行の監査委員条例は、昭和49年に公布され、それ以降3回の一部改正がされ、本則は6条から構成されております。現行の条例を全般にわたって内容に見直しを加え、請求または要求による監査に関わる事項など、時代に即したものに整備するため、本則を14条から構成する全部改正を行うものでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○議会事務局長（上條憲治君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明がないので、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第69号

○議長（百瀬 章君） 日程第18、議案第69号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第69号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

平成4年に本条例が施行されて以来、ミラ・フード館の使用料については村民の使用料を減免扱いとして運用してまいりましたが、この村民使用料について別表1に規定しようとするものでございます。

ご審議を、お願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明はありませんので、直ちに議案第69号についての質疑に入ります。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第70号～議案第75号

○議長（百瀬 章君） 日程第19、議案第70号から、日程第24、議案第75号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第70号から議案第75号の令和4年度の補正予算6件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第70号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第7号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第7号）の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に4,688万7,000円を追加し、補正後の予算規模を42億3,168万1,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容としましては、地方交付税に2,046万1,000円、国庫支出金で1,551万1,000円を計上しております。

歳出予算では、民生費に3,452万6,000円、衛生費に547万3,000円、土木費に426万

4,000円など、所要額を追加計上いたしました。

主な内容につきましては、職員給の人事院勧告による差額分、各施設の電気料などの高騰による不足額、不足が見込まれる補助金や扶助費を増額する一方、事業が完了し不要となった事業費を減額しております。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第71号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に106万8,000円を追加し、総額を10億5,291万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入では福祉医療の減額調整分と、本年度から適用している未就学児の均等割の軽減補填分を一般会計繰入金に計上いたしました。

歳出は、新型コロナ対策の傷病手当金に今後不足が見込まれる額の計上と、資格遡及適用、修正申告に伴う還付金の追加であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第72号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ11万3,000円を追加し、総額を7億6,359万5,000円とするものです。

歳入予算では保険料を増額し、歳出予算では主に職員の給与費等を増額するもので、保険給付費においては、今年度の支払い状況に応じて各サービス費の増減をするものでございます。

次に、議案第73号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、歳出予算で1目の浄水及び給水施設管理費の中で、修繕料を11万円減額し、光熱水費を10万円、原材料費を1万円それぞれ増額するものでございます。

歳入歳出の予算総額につきましては増減がなく、2,916万3,000円でございます。

次に、議案第74号「令和4年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入において、営業収益の使用料と工事負担金で194万5,000円を減額し、営業外収益の一般会計補助金に367万6,000円を計上するものでございます。

収益的支出では、営業費用の総係費に、来年度からスタートするコンビニ収納とインボイス制度に対応するためのシステム改修委託料等で377万3,000円を計上し、営業外費用の消費税で、水道基本料金減免に伴う6か月分の消費税289万3,000円を減額するものでございます。

次に、議案第75号「令和4年度山形村下水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出において、営業費用に590万円を増額するものです。

内容は、電気料金高騰に伴うマンホールポンプ場・グラインダーポンプ場及び浄化センター電気代の不足分になります。

以上、令和4年度補正予算6件について、提案説明を申し上げます。

ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第70号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 議案第70号の令和4年度山形村一般会計補正予算（第7号）であります。

今回は、歳入歳出予算の補正を行うというもので、金額につきましては、4,688万7,000円の追加をお願いするものでございます。

補正予算書の2ページを御覧いただきたいと思っております。まず歳入の関係であります。

繰り返しになりますけれども、10款地方交付税に2,046万1,000円、14款国庫支出金に1,551万1,000円、19款県支出金に499万4,000円、20款諸収入に592万1,000円を追加しております。

主な内容といたしましては、国・県支出金につきましては、障害者自立支援給付費等の負担金、障害児通所給付費負担金の増額であります。諸収入については、衛生費の収入金を増額をさせていただいております。

続きまして、歳出であります3ページ、4ページになります。

まず、3款の民生費に3,452万6,000円、4款の衛生費に547万3,000円、8款土木費に426万4,000円の追加計上ということになります。

内容としましては、社会福祉総務費、児童福祉総務費の扶助費の増額、先ほどもご

ございました人事院勧告による職員給の差額分の増額。そして、電気料が非常に高騰という中で、各施設の電気料の不足額の増額といった内容が、主な内容になっております。

詳細につきましては、8ページ以降の説明書を御覧いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第71号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第72号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第73号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第74号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第75号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第70号から議案第75号までについて一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（百瀬 章君） 日程第25「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第59号から議案第75号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 9時59分）
